

公 示

下記のとおり、福島 12 市町村におけるインフラ管理の効率化に関する調査等業務に係る企画競争を行います。

令和 7 年 9 月 24 日

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官

木村 公一

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官

復興庁会計担当参事官 木村 公一

2 企画競争の内容

(1) 事業名

福島 12 市町村におけるインフラ管理の効率化に関する調査等業務

(2) 事業の目的

我が国では、高度経済成長期以降、人口増加や経済成長による行政需要に対応するために、急速に公共施設等を整備してきたが、現在、これらの公共施設等が次々と老朽化し、更新時期を迎えつつあることから、老朽化対策が急務となっている。さらに、人口減少、少子高齢化などによる厳しい財政運営が今後想定され、公共施設等の安全性と行政サービス水準を維持しつつ、公共施設等を適正に維持管理することが課題となっている。

上記に加えて、福島県における原子力災害被災 12 市町村(※)では、福島第一原子力発電所事故による避難指示等を受けて住民が避難し、長期間にわたって維持管理が不可能であった公共施設等も存在し、劣化が著しく進んでいることも課題として挙げられる。また、いまだに帰還困難区域を抱えている地域などもあり、帰還・移住の進展に伴い人口・人口構成が変動し、住民ニーズも変化していくことから、公共施設等への影響も考慮する必要がある。

以上の課題を踏まえ、本調査において、原子力災害被災 12 市町村における公共施設等の効率的な管理を推進するために、公共施設等のうちインフラ施設を対象に、維持管理に係る現状や課題を把握するとともに、DX を含む新技術・ビッグデータの活用、PPP/PFI 手法による先進事例等を踏まえ、施設の効率的な管理方法を検討し、整理するものである。

※：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村

(3) 事業内容

1) インフラの維持管理の現状把握、課題整理

(1) 道路、下水道に係る維持管理の現状把握

原子力災害被災 12 市町村（※）の複数の市町村を対象に、道路（橋梁、トンネル、歩道橋等の重要構造物を含む）、下水道（ポンプ場・処理場等を含む）を対象に施設の数量及び種別、維持管理に関する体制、関係書類の管理・更新状況等に関して調査の上、これら維持管理について複数市町村の状況が比較できるよう整理を行う。

また、日常点検・定期点検等の実施状況、点検結果の活用状況等についても同様の作業を行う。

なお、対象自治体数については、12 市町村中の約半数程度を想定し、対象自治体の選定にあたっては復興庁と協議を行うこと。

(2) 自治体担当部局へのヒアリング

(1) で対象とした自治体の道路及び下水道の管理を担当している部局に対して、

① 施設の維持管理における課題

② 維持管理体制の維持・確保に関する課題

③ 公共施設等総合管理計画や個別施設の長寿命化計画等への反映状況等に関してヒアリングを実施する。日程・内容等については、復興庁と協議の上、決定すること。

(3) 課題の整理

(1) 及び (2) を踏まえ、課題の抽出及び共通課題の整理等を行う。

2) インフラの維持管理の効率化に関する先進的な取組事例の収集

(1) 先進的な取組事例の収集

インフラ管理の効率化の観点から、以下の項目から合計 5 件程度の取組事例を選択の上、収集する。取組事例の選択については、なるべく①～③を網羅することとし、実施に際しては復興庁と協議を行うこと。

① DX を含む新技術、ビッグデータの活用等の取組事例

② PPP/PFI 手法を活用した取組事例

③ 部局間連携・行政間連携への取組事例

(2) 実施市町村へのヒアリングの実施

(1) で収集した先進的な取組事例について、取組を実施している複数の市町村に対して、導入の経緯、導入による効果、課題等についてヒアリングを実施する。

3) 対応方策の検討・とりまとめ

上記1) 2) を踏まえ、本地域のインフラ管理の効率化に関し、市町村の課題を踏まえた上で、対応方策及び実施する際の手順等について検討し、提案する。

4) 調査報告書の作成

上記1) ～ 3) について調査報告書及び同報告書の概要版を作成する。

(4) 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月25日までとする。

3 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度全省庁統一競争参加資格の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた者であること。なお、資格審査の統一基準における統一付与数値合計に所与の技術力評価の数値を加算した場合に、上記の等級に相当する数値となる者等（以下、「技術力ある中小企業者等」という。）においては、当該等級に相当する技術力を有すると認められた場合、入札を認める。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 事業の実施に関する計画が、適切なものであること。

4 企画競争説明会の開催

- (1) 日時：企画競争説明会への参加を希望する者は(3)の期日までに、5(1)(ニ)の担当者宛に参加申込を行うこと。
令和7年9月30日(火)14時～
- (2) 開催場所等：東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館
オンラインによる開催の場合は、ミーティングURL等は参加申込者に別途送付する。
- (3) 参加申込〆切：令和7年9月29日(月)12時

5 企画提案の手続等

- (1) 企画競争応募要領の交付期間等
 - (イ) 企画競争応募要領の交付期間
令和7年9月24日(水)～令和7年10月23日(木)17時まで
 - (ロ) 企画競争応募要領の交付方法
企画競争応募要領の交付を希望する場合は、(ニ)の担当者まで問い合わせること。
 - (ハ) 応募〆切

令和7年10月23日（木）17時まで

(ニ) 提案書類の提出先

復興庁 福島広域まちづくり班 石川、荒木 宛

電子メール g.machi.srz@fukko.go.jp

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館

(2) 企画提案書の提出方法

5 (1) (ニ) あて、提出期限までにメールにて電子媒体で提出すること。

なお、電子媒体は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、pdf形式のいずれかとする。（これによりがたい場合は、申し出ること。）

また、全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を1部提出すること。

6 契約候補者の選定方法

企画競争応募要領に基づき提出された企画提案書について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

7 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

8 選定結果の通知

企画提案書を提出した全者に、令和7年10月中までに通知する。

9 その他

詳細は、福島12市町村におけるインフラ管理の効率化に関する調査等業務に係る企画競争応募要領による。